

## 令和4年度 第1回 中和幹線 渋滞・安全対策協議会

日時：令和4年5月27日（金） 10:00～

場所：奈良県橿原総合庁舎 3階 中和土木事務所 入札室

### 議 事 次 第

#### 1. 開会

#### 2. 県挨拶

#### 3. 議題

(1) 規約について

資料1

(2) 県道中和幹線の現状について

● 県道中和幹線の道路概況（渋滞）

資料2

● 県道中和幹線の道路概況（事故危険箇所）

資料3

● 県道中和幹線の道路概況（通学路）

資料4

(3) 中和幹線の対策に向けて

(4) その他

#### 4. 閉会

(案)

資料 1

## 中和幹線 渋滞・安全対策協議会規約

(名 称)

第1条 本会は中和幹線渋滞・安全対策協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 本協議会は、県道中和幹線の渋滞緩和・解消、交通事故の軽減に向けて、交通の現状と課題を把握・共有し、効果的な渋滞・交通安全対策の検討とその推進を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するために、次の審査を行う。

- (1) 道路交通渋滞及び交通事故に関する情報収集、データ整理、分析。
- (2) 渋滞・交通安全に関する短期的な対策案の検討。
- (3) 地域の意見収集方法の検討とその実施。
- (4) その他、本協議会の目的達成に必要な事項。

(構 成)

第4条 本協議会は、別紙に掲げる構成員をもって組織する。

(役 員)

第5条 本協議会に次の役員を置く。

会 長 1名

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

会長は、大阪工業大学工学部都市デザイン工学科特任准教授をもってあてる。

(会 議)

第7条 本協議会は、必要に応じ会長がこれを招集する。

また、必要に応じて会長は別紙に掲げる委員以外からも本協議会へ参加を求めることができる。

(事務局)

第8条 本協議会の事務局は、奈良県県土マネジメント部道路建設課に置く。

(その他)

第9条 本規約によらない場合は、協議することとする。

付 則

この規約は、令和4年5月 日施行

(案)

別紙

中和幹線渋滞・安全対策協議会メンバー

所 属		役 職	備 考
	大阪工業大学 工学部都市デザイン工学科	特任 准教授	
	桜井市 都市建設部	部長	
	橿原市 都市マネジメント部	部長	
	大和高田市 環境建設部	部長	
	広陵町 都市整備部	部長	
	香芝市 都市創造部	部長	
	奈良県県土マネジメント部 道路建設課	課長	
	奈良県県土マネジメント部 道路保全課	課長	
	国土交通省 近畿地方整備局 奈良国道事務所 計画課	課長	オブザーバー

【事務局】

奈良県 県土マネジメント部 道路建設課

# 令和4年度 第1回 中和幹線 渋滞・安全対策協議会

## 【県道中和幹線の現状について】

### 県道中和幹線の道路概況（渋滞）

令和4年5月27日

# 県道中和幹線の道路概況

- ・県道中和幹線は、県中和地域を東西に結ぶ4車線の幹線道路
- ・香芝市域では、国道168号、橿原市域では、京奈和自動車道、国道24号、桜井市域では、国道169号が交差
- ・これらの交差点を中心に主要渋滞箇所が存在。また、右折レーンのない交差点が8箇所存在。



■各路線の断面交通量および混雑度 (図中印の断面の値)

※平成27年道路交通センサスより

県道中和幹線	平日12時間 交通量 (台/12h)	平日24時間 交通量 (台/24h)	混雑度	国道24号(橿原BP)	平日12時間 交通量 (台/12h)	平日24時間 交通量 (台/24h)	混雑度
香芝市逢坂7丁目	11,849	15,878		国道24号(橿原市葛本町)	14,370	19,885	
広陵町馬見南2丁目	18,152	24,868		国道165号(香芝市穴虫)	15,583	22,474	
橿原市豊田町	18,005	24,667		国道169号(桜井市上之庄)	10,918	14,521	
桜井市大福	17,163	23,342					
桜井市栗殿	14,782	19,808					

令和4年度

第1回 中和幹線 渋滞・安全対策協議会

【県道中和幹線の現状について】

県道中和幹線の道路概況（事故危険箇所）

令和4年5月27日

# 県道中和幹線の道路概況(事故危険箇所)

- ・国土交通省と警察庁が合同で、交通事故が多発している危険箇所を『事故危険箇所』として指定(平成29年1月、令和4年3月)。
- ・平成29年1月に、『事故危険箇所』として指定された「西真美2丁目交差点」「別所東交差点」について対策完了済。
- ・令和4年3月に、新たに指定された6箇所(A基準:3箇所、B基準:3箇所)について、今後対策を進めていく。



## ■事故危険箇所一覧

(箇所数)

	令和4年3月指定	平成29年1月指定
A基準	3	0
B基準	3	2
計	6	2

(参考)事故危険箇所の抽出基準(国土交通省HPより引用)

### 【A基準】

平均的な交通事故発生状況(※)において、以下の条件を全て満たす箇所

- ・死傷事故率が100件/億台キロ以上
- ・重大事故率が10件/億台キロ以上
- ・死亡事故率が1件/億台キロ以上

※R4.3指定:H27~H30のデータ  
H29.1指定:H22~H25のデータ

### 【B基準】

潜在的な危険箇所等、地域の課題や特徴を踏まえ、特に緊急的、集中的な対策が必要な箇所

# 令和4年度 第1回 中和幹線 渋滞・安全対策協議会

## 【県道中和幹線の現状について】

### 県道中和幹線の道路概況（通学路）

令和4年5月27日



# 県道中和幹線の道路概況(通学路)

- ・令和3年6月、千葉県八街市で児童5人が死傷する事故を受けて、奈良県内において、教育委員会・学校、道路管理者、警察等による通学路の合同点検を実施。
- ・合同点検の結果、中和幹線及びその接続する道路上において、6箇所対策必要箇所を抽出し、対策を実施中。



## 令和3年度の通学路合同点検結果に基づく対策必要箇所数について

市町村	対策必要箇所			
		実施機関別(※)		
		教育委員会・学校	道路管理者	警察
中和幹線	6	6	1	0
橿原市	3	3	1	0
香芝市	1	1	0	0
広陵町	2	2	0	0

※1箇所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所(全体数)と一致しない